

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月22日

京都市長 門川 大作

京都市規則第56号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号1（第2面）中

うち同居	老人
------	----

を

うち同居	老人	16歳未満
------	----	-------

に改め、同様式2備考以

外の部分中

うち同居	老人
人	人

を

うち同居	老人	16歳未満
人	人	人

に改める。

様式第4号の2 1備考以外の部分中

うち同居	老人
人	人

を

うち同居	老人	16歳未満
人	人	人

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則の規定は、平成24年度分の個人の市民税から適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)